

法人県民税 税率表

法人の区分	均等割	法人税割			
		平成26年10月1日以後に開始する事業年度		令和元年10月1日以後に開始する事業年度	
		課税標準となる法人税額年1,000万円以下	課税標準となる法人税額年1,000万円超	課税標準となる法人税額年1,000万円以下	課税標準となる法人税額年1,000万円超
公共法人・公益法人 (均等割のみ課される法人)		課税されません			
公益法人及び人格のない社団等 (収益事業を行う場合)	年額 22,000 円	3.2%	4.0%	1.0%	1.8%
一般社団法人及び一般財団法人 (非営利型法人を除く)					
資本金等の額を有しない法人 (相互会社を除く)					
資本金等の額が1,000万円以下の法人					
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	年額 55,000 円				
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 143,000 円	4.0%		1.8%	
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 594,000 円				
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 880,000 円				
保険業法に規定する相互会社	総資産から総負債を控除した純資産額を資本金等の額とみなして上記区分を適用				
資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人	資本金等の区分に応じて上記区分を適用				

注1 平成19年4月1日以後に終了する事業年度からの均等割の額には、「やまがた緑環境税(均等割の標準税額の10%相当額)」が加算されています。

注2 資本金等の額とは、地方税法に規定する資本金等の額をいいます。ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」のいずれか大きい金額とします。

なお、確定申告は事業年度の末日、予定申告は前事業年度の末日、仮決算に基づく中間申告は事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日の前日における現況により判定します。

注3 山形県内に事務所又は事業所を有していた期間が1年に満たない場合の均等割の額は、 $\{(年税額) \times (事務所又は事業所を有していた月数) \div 12\}$ で計算した額となります。この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数は切り捨てます。

注4 課税標準となる法人税額とは、第6号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄の税額をいいます。

注5 事業年度が1年に満たない場合の「課税標準となる法人税額年1,000万円以下」の判定については、 $\{(1,000万円) \times (事業年度の月数) \div 12\}$ で計算した金額で適用します。この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

注6 2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人についての「課税標準となる法人税額年1,000万円以下」の判定は、関係都道府県に分割される前の総額によります。

注7 一般社団法人及び一般財団法人の非営利型に分類される法人については、法人税法第2条第6号による公益法人等に含まれ、収益事業を行った場合は、その所得に対する法人税割も課税されます。

